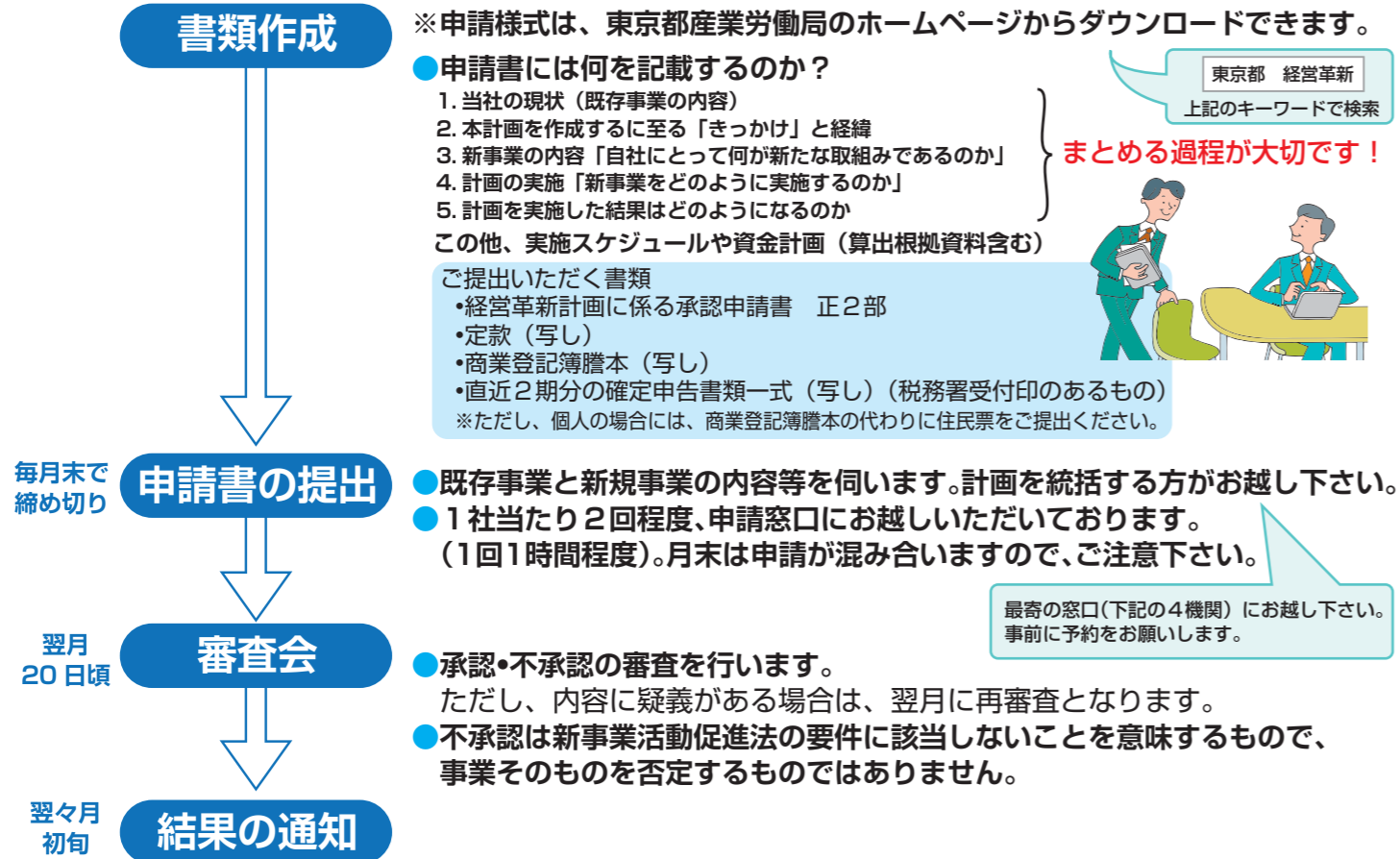


経営革新計画に係る承認申請の主な流れ



ご不明な点などございましたら、下記にお問い合わせください。

よくある質問（この他に質問等ございましたら、以下の申請受付機関にご相談ください）

- Q1** 申請はいつまでにすれば良いのですか？
- A1** 年間を通して、相談・受付を随時、実施しております。ただし、審査は申請書を受付した月の翌月（毎月20日前後）の審査会で行います。
- Q2** 経営革新計画の承認により、「商品」や「サービス」が承認されたことになるのですか？
- A2** 経営革新計画の承認は、申請書に記載されている「商品」や「サービス」を、都が承認するものではありません。また、他企業及び一般個人に対する商取引を、都が推薦するものでもありません。

お問い合わせ先	電話
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 総合支援課 千代田区神田佐久間町1-9 主なアクセス:JR「秋葉原駅」から徒歩1分	03-3251-7881
東京商工会議所 中小企業相談センター 千代田区丸の内3-2-2(東京商工会議所ビル1階) 主なアクセス:JR「有楽町駅」から徒歩5分	03-3283-7700
東京都商工会連合会 経営革新室 昭島市東町3-6-1(産業サポートスクエア・TAMA内) 主なアクセス:JR「西立川駅」から徒歩7分	042-500-3886
東京都産業労働局 商工部経営支援課 新宿区西新宿2-8-1(都庁第一本庁舎30階北側) 主なアクセス:JR「新宿駅」から徒歩10分	申請書のご提出 03-5320-4784 03-5320-4791 制度全般 03-5320-4795

中小企業新事業活動促進法に基づく

経営革新計画

—経営を見直し、これから新たな事業を計画される企業の皆様へ—

H11年から実施！
累計で約5,000件を超える承認

経営革新計画とは

中小企業が取り組む「新たな事業活動」に、「実現性がある数値目標」を具体的に定めた中期的な経営計画書です。

新しいサービスを提供して
経営向上を図りたい！

新商品を開発して
経営向上を図りたい！



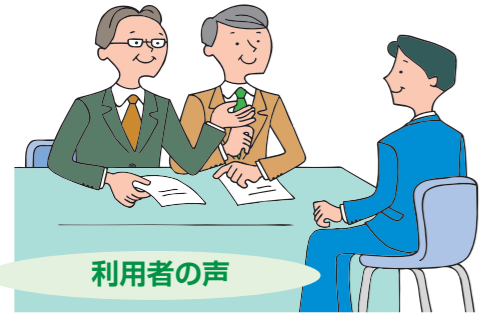
経営革新計画を作成する意義は？

目標を設定して、経営を向上させたい！

事業を継続していくためには、市場環境に合わせた「新事業」を常に創造していくことが必要です！

今こそ、経営革新計画を！

- ① 経営者（社長）が作成した中期経営計画書を、第三者に評価してもらうことで、経営を客観的に見直すことができます。
- ② 経営者（社長）自らが、経営戦略を真剣に考えることで、あらためて自社の強み／弱みを分析・把握することができます。
- ③ 東京都から承認を得ることで、社員等の関係者のモチベーションを高めることができます。



利用者の声

※ 2代目後継者として、会社の実情が把握でき、しっかりと目標を持つことができた。また、新しい事業に積極的に取組む姿勢を社員や取引先に伝えることができ、取引先の拡大や売上増加を達成することができた。

※ 企業の「新たな目標作り」のきっかけとなり、実行することで、企業体質が改善され、事業計画を数字で示すことが習慣付けられた。

経営革新計画の要件は？

計画には、「**新たな事業活動**」に取り組む内容であること、ならびに「**実現性のある数値目標**」の設定が必要です。

Q 「新たな事業活動」とは何ですか？

A 「新事業活動」とは、以下の4つの分類のいずれかに該当するものをいいます。

新事業活動の4分類
1. 新商品の開発又は生産
2. 新役務の開発又は提供
3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
4. 役務の新たな提供の方式の導入 その他の新たな事業活動

Q 「実現性のある数値目標」とはどのくらいですか？

A 計画期間に応じて、経営革新計画終了時における経営指標の目標伸び率が規定されています。

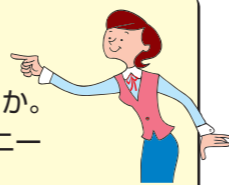
計画期間	条件① 「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」の伸び率	条件② 経常利益の 伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

計画は、条件①と条件②の両方を満たす必要があります。

※ 自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業の中小企業で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

審査のポイント

新規性：既存事業と比較して、何が新しい事業であるのかが記載されているか。
他社と比較した場合の違い（ターゲットやメリットなど）は何か。
実現性：いつ・どこで・何を・どのように取り組むということが記載されているか。
人・モノ・金等の経営資源は手当てされているか。仕入先、販売先や顧客ニーズの把握など売上計画は適当であるか。



承認された企業には、以下のような施策が用意されています。

※ご注意

- ・経営革新計画の承認は、各施策の利用を保証するものではありません。
- ・各施策を利用する場合には、計画の承認とは別に、各施策実施機関の審査があります。
- ・各施策は、平成23年度現在のものであり、実施の有無や申請要件などの詳細は実施機関にお問合せください。

各種機関の施策

- 政府系金融機関による低利融資制度
- 中小企業信用保険法の特例
- 特許関係料金減免制度
- 中小企業投資育成株式会社法の特例(投資の特例)
- ベンチャーファンドからの投資
- 機械・装置に関する設備投資減税
(中小企業等基盤強化税制の適用期限は平成24年3月)

東京都の関連施策 (商工部経営支援課 TEL:03-5320-4795)

● 専門家を派遣するフォローアップ

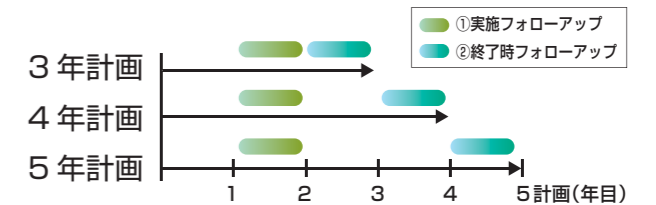
希望に応じて、中小企業診断士を派遣し、経営革新計画における経営課題の解決を支援します。

① 実施フォローアップ

計画実現に向けたアドバイスをするとともに、取組内容を掲載した経営革新計画事例集を発行します。

② 終了時フォローアップ

PDCAサイクル定着など経営支援を実施します。



● 東京都革新商材事業化支援事業

経営革新計画に基づき、企業が新商品を開発し、事業化を進めるに当たり必要となる性能試験や、国内外の製品安全認証等の取得に係る試験経費を、東京都が補助します。事業説明会・申請受付を年3回行います(第1回目は1月頃を予定しています)。申請は、当該年度の4月現在で、承認後1年以上経過し、かつ計画期間が終了前であることが条件です。ご注意ください。

- ・補助率 1/2以内
- ・補助限度額 100万円
- ・補助対象期間 交付決定日から当該年度の3月31日までに契約・試験・支出した経費

● 東京都経営革新優秀賞

経営革新計画終了を控えた(終了までの期間が1年未満)企業を対象として、経営革新計画の実現状況、実現までの創意工夫や経営指標などを審査し、他の中小企業の模範となる企業を表彰するものです。例年、6月～8月頃に募集し、東京ビッグサイトで開催する「産業交流展」の会場で表彰します。

- ・経営革新計画のホームページや経営革新事例集で紹介します。
- ・キーワード [東京都 経営革新](#) でホームページを検索できます。



(公財) 東京都中小企業振興公社の施策 (企画管理部助成課 TEL:03-3251-7895)

● 市場開拓助成事業

都及び公社による一定の評価又は支援(経営革新計画の承認もこれに該当します)を受け開発・製品化した新製品・新技術等の販路開拓を促進するため、国内外の見本市に出展する経費や新聞・雑誌に掲載する広告費の一部を助成します。例年1月頃に、事業説明会・申請受付を実施しています。申請には、経営革新計画の承認年月の条件があります。ご注意ください。

- ・補助率 1/2以内
- ・補助限度額 300万円